

消費者被害注意報 No. 73

公的機関からハガキ？「訴訟最終告知のお知らせ」

事例 公的機関を思わせるところから、「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と題したハガキが届いた。

ハガキには、「契約会社などから契約不履行による民事訴訟が提起されており、連絡をしなければ財産が差し押さえられる」などと書かれているが、心当たりがない。

どういふことか確認しようと思い、記載の連絡先に電話をかけたが、応答がなかった。

訴訟最終告知
のお知らせ

TEL
03-XXXX-Y
民事訴訟管理
センター ?



《相談員のアドバイス》

- このハガキは全く根拠のない架空請求ハガキと考えられます。特に今年9月以降、消費生活センターに多くの相談が寄せられています。内容に心当たりがなければ無視しましょう。(メールの場合も同様です。)
- 相手方は、住所や名前を何らかの方法で把握し、ハガキを送付したのと考えられます。連絡すると、着信履歴から電話番号が知られてしまい、悪用される危険があります。

決して相手に連絡しないでください！

※発送元は「法務省管轄支局 国民訴訟通達管理センター」や「民事訴訟管理センター」などがあります。請求名目は、「総合消費料金」といった漠然としたものであり、具体的な請求根拠は一切記載されていません。

見守りのポイント



- このような架空請求ハガキを受け取ると、心当たりがなくても不安になるものです。
- 👉 架空請求ハガキは同時期に特定の地域に集中して送付されることがあります。見守りのときに話題にすると、効果的に被害を防止できます。
- 記載の連絡先に電話をした場合、後日、架空請求の電話がかかってくる可能性も！
- 👉 日ごろから留守番電話の設定や、迷惑電話対策機能付き電話を活用することで不審な電話を自動的に防止するという方法も有効です。

「おやっ？」と思ったら、消費生活センターへお電話を！

相談専用電話

☎043-207-3000

※月曜日～土曜日9:00～16:30※祝日・年末年始は除く